

九州大学大学院学生に係る研究指導計画書に関する申合せ

令和3年11月5日
教育企画委員会決定

九州大学大学院各学府に所属する学生に係る、九州大学大学院通則第18条の3第1項に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書(以下、本申合せにおいて「計画書」という。)の取扱いについて、次のとおり定める。

- 1 計画書は、毎年度各学府が定めた期日までに指導する学生ごとに作成する。
- 2 指導教員(原則として主指導教員を指すが、必要に応じて副指導教員を含む。以下同じ。)は、次の手順で計画書を作成する。計画書の様式については、原則として別紙様式を用いることとするが、当該別紙様式と同様の内容を含むものであれば、各学府において、これと異なる様式を用いることを妨げない。
 - (1) 指導教員は学生と十分な相談・打ち合わせ等を行い、学生に自らの研究計画を計画書に記入させ、提出させる。
 - (2) 指導教員は(1)により学生と打ち合わせた内容を踏まえ、研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - (3) 指導教員は作成した計画書を学生に明示し、学生の確認を得る。学生は、計画書の内容を確認した旨を計画書に記載する。
 - (4) 指導教員は、(3)により学生の確認を得た計画書を、各学府の教務担当係を経由して各学府の長に提出する。各学府の教務担当係への提出期日・提出方法は、各学府で定める。
 - (5) 計画書については、学府の教務担当係に提出した後も、その写しを指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できるようにする。
- 3 指導教員及び学生は、研究の進捗状況等に応じ、随時計画書の見直しを行うことができる。なお、計画書の見直しが行われた場合、見直し後の計画書については、指導教員が教務担当係を経由して、速やかに学府の長に提出する。
- 4 学府長は、学生が修了または退学した年度の次の年度の4月1日から5年間、計画書を保存する。
- 5 教育企画委員会は、当分の間、毎年度1回以上、本申合せに基づく計画書の作成について周知を図るものとする。

別紙様式

研究計画及び研究指導計画書

年 月 日作成

年 月 日更新

学生番号			
学生氏名			
入学年度		学年	
専攻・コース			
研究題目			
主指導教員名：		副指導教員名：	
研究計画 (研究目的、概要、学会発表、論文作成等を学生が記入)			
研究指導計画 (研究計画を踏まえ、当該学生の指導方法、内容、計画等を指導教員が記入)			
☐ 学生確認 年 月 日			
特記 事項			

※研究指導教員と学生が、相談・打ち合わせの上、本計画書を作成してください。

※研究の進捗状況等に応じて、計画の見直しを行うことができます。